

## 手数料に関する事項

- ・ 求職者からの手数料は徴収致しません。
- ・ 求人者からの手数料は下記の手数料表に記載の額面を上限として厚生労働大臣に届出を行い受理されております。実際に適用する職業紹介における手数料につきましては、個々に異なります。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1,000,000 円 活動 1 日当たり 10,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100% 手数料負担者は関連事業主とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。